

# 裁判員制度ってなに？

裁判員制度というのは、裁判官だけ  
ではなく、

「国民のみなさん」



に裁判員として刑事裁判に参加してもらい  
被告人(犯罪を犯した人)が有罪か無罪か、  
有罪であれば、どのくらいの刑にするのか  
を決めたりするものです。



# 裁判員制度が導入される理由



国民のみなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの視点、感覚が裁判の内容に反映されることとなります。

その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

# 裁判員の選び方

## 前年の12月ころまで

裁判員候補者名簿が作成されます。

選挙権のある国民の中から、翌年の裁判員候補者となる人を選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作成します。

## 候補者へのお知らせ 調査票などの送付

裁判員候補者名簿に名前が載ると、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が送付されてきます。  
同封された「調査票」に基づいて「回答票」を作成・返送していただき、明らかに裁判員になれない方や1年を通じて辞退事由が認められた方は、裁判所に呼ばれることはありません。

## 裁判の6週間前まで

事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、裁判候補者名簿の中から、くじでその事件の裁判員候補者を選びます。  
(50~100人くらい)

## 選任手続き期日のお知らせ (呼出状) 質問票の送付

裁判員候補者に選ばれると、裁判の6週間前までに、「選任手続き期日のお知らせ」などが送付されてきます。  
同封された質問票に基づいて、辞退が認められ、呼出しを取り消された方は、裁判所に行く必要はありません。

## 裁判員選任手続き期日

裁判所に来ていただいた候補者の中から、裁判員を選ぶ手続きが行われます。

裁判長から、辞退希望がある場合の理由などについて質問があります。  
この段階で、裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた方は、候補者から除外されます。  
また、検察官や弁護人の請求により、候補者から除外されることもあります。

## 裁判員が選ばれます

除外されなかった候補者の中から、くじで裁判員が選ばれます。

# 裁判員は、何人選ばれる？

原則として、1つの事件ごとに

**6人の裁判員**



が選ばれることになっています。

また、裁判員が何らかの事情により裁判に出られなくなった場合に備えて、数名の**補充裁判員**が選ばれることになっています。

# 裁判員の辞退事由について

次のような人は、裁判員になることを辞退することができます。



70歳以上の人

学生や生徒



重い病気やケガの人、妊娠中・出産後8週間以内の人



介護・養育しなければいけない家族がいる人



裁判のある日に、葬式などの大切な行事のある人

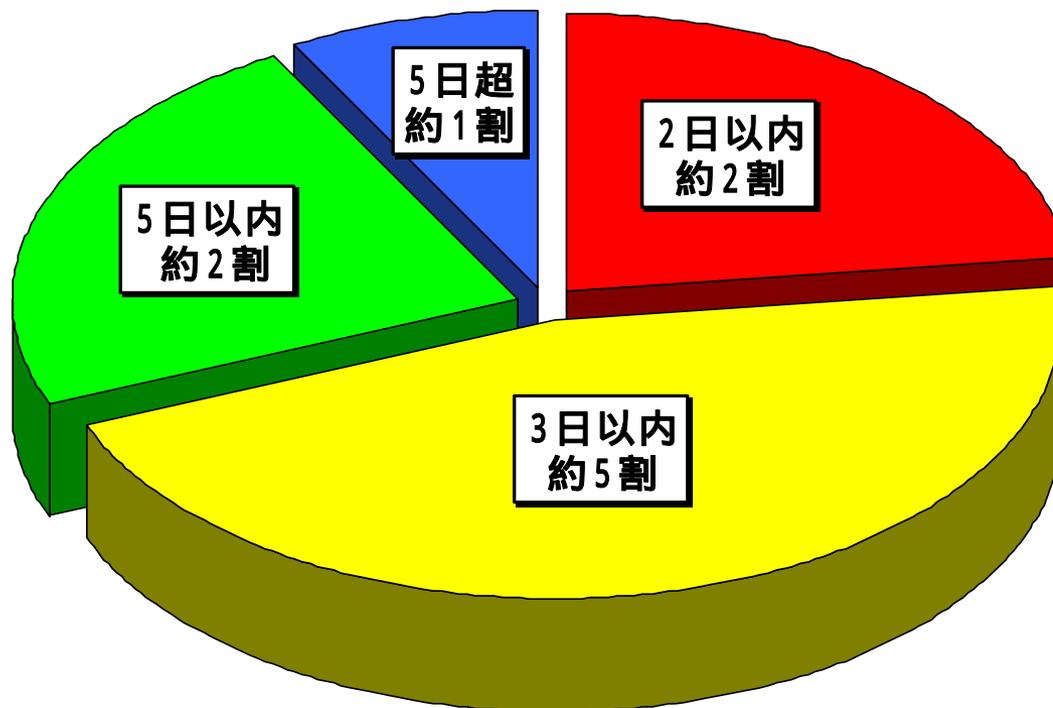


5年以内に裁判員や検察審査員を努めたことがある人



上記以外にも辞退が認められる場合があります。

# 裁判員裁判の審理にかかる日数



裁判は連日行われ、3日以内で約7割の、5日以内で約9割の裁判が終わる見込みです。